

## すべての人に優しい社会の実現のために

静岡大学教授 小谷順子

かつては、ある人が尊重に値するのかどうかは、その人が生まれた時点で、その人の家柄、性別、肌の色、民族、信じる宗教などの「属性」によって決まりました。たとえば、「良い家柄」の家庭に生まれた人は、それだけで社会のなかで尊重されましたが、家柄の良くない人は、差別されたり排除されたりしました。また、男性であれば、社会においても家庭においても尊重されましたが、女性はそうではありませんでした。人の「属性」にもとづく差別や排除は、社会の慣習として浸透している場合もありましたが、国が積極的に推進している場合もありました。

こうした差別や排除の制度や慣習を乗り越えることをめざし、1948年の世界人権宣言では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と宣言しました。1947年に施行された日本国憲法でも、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と宣言しているほか、さまざまな立場の人の自由や権利を守り、差別をなくすための法律が作られています。こうして、国の制度のなかでの不平等は、なくなってきました。

それでは、今日、わたしたちの暮らす社会は、すべての人の自由と平等という理念を実現できているでしょうか。残念ながら、長いあいだ差別や排除の対象となってきた人種、民族、出身地域などの属性をもつ人にとって、必ずしも自由と平等な社会になっているとは言えません。また、障害があるがゆえに、同性者に恋愛感情をもつがゆえに、貧しい家庭に生まれたがゆえに、自由と平等を満喫できていない人もいます。

すべての人が自由と平等を満喫することができる社会を実現するためには、まずは、国や地方自治体が制度を整備する必要があります。しかしながら、国や地方自治体の努力に加えて、すべての人が、社会を構成するすべての人が仲間なのであるという意識をもって行動しなければ、すべての人が自由と平等を満喫できる社会にはなりません。わたしたち一人一人に、社会の構成員として、より多くの人々が幸せな人生を実現できるよう、他者を尊重し、苦境におかれた他者を助ける努力をすることが求められています。